四半期発行者情報

（第11期第３四半期）

自2022年４月１日
至2022年６月30日

ブリッジコンサルティンググループ株式会社

目　　次

頁

表　紙…… 1

第一部　企業情報 …… 2
　第１　企業の概況 …… 2
　　１　主要な経営指標等の推移 …… 2
　　２　事業の内容 …… 3
　第２　事業の状況 …… 4
　　１　事業等のリスク …… 4
　　２　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 …… 4
　　３　経営上の重要な契約等 …… 5
　第３　提出会社の状況 …… 6
　　１　株式等の状況 …… 6
　　(1) 株式の総数等 …… 6
　　(2) 新株予約権等の状況 …… 6
　　(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 …… 6
　　(4) 発行済株式総数、資本金等の推移 …… 6
　　(5) 大株主の状況 …… 6
　　(6) 議決権の状況 …… 7
　　２　役員の状況 …… 7
　第４　経理の状況 …… 8
　　１　四半期財務諸表 …… 9
　　(1) 四半期貸借対照表 …… 9
　　(2) 四半期損益計算書 …… 10
　　第３四半期累計期間 …… 10
　　注記事項…… 11
　　２　その他 …… 14
第二部　提出会社の保証会社等の情報 …… 15

［四半期レビュー報告書］…… 巻末

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2022年８月26日
【発行者の名称】	ブリッジコンサルティンググループ株式会社 （Bridge Consulting Group Inc.）
【代表者の役職氏名】	代表取締役　　宮崎　良一
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門四丁目１番40号
【電話番号】	03-6457-9105
【事務連絡者氏名】	執行役員　　伊東　心
【担当J-Adviserの名称】	株式会社日本M&Aセンター
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　三宅　卓
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号　鉄鋼ビルディング 24階
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.nihon-ma.co.jp/
【電話番号】	03-5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所　TOKYO PRO Market また、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町７番１号
【公表されるホームページのアドレス】	ブリッジコンサルティンググループ株式会社 https://bridge-group.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

1　TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部　第２　１【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。

2　発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第１項第１号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

3　TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

4　東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

回次		第11期 第３四半期累計期間	第10期
会計期間		自2021年10月１日 至2022年６月30日	自2020年10月１日 至2021年９月30日
売上高	（千円）	922,055	970,270
経常利益	（千円）	100,673	101,902
四半期（当期）純利益	（千円）	65,548	66,426
持分法を適用した場合の投資利益	（千円）	－	－
資本金	（千円）	100,000	99,750
発行済株式総数 （普通株式） （Ａ種優先株式） （Ｂ種優先株式）	（株）	 1,766,400 － －	 5,000 232 231
純資産額	（千円）	622,810	387,262
総資産額	（千円）	831,474	702,304
１株当たり四半期（当期）純利益	（円）	38.35	41.09
潜在株式調整後１株当たり四半期（当期）純利益	（円）	32.10	－
１株当たり配当額	（円）	－	－
自己資本比率	（％）	74.8	55.0

回次		第11期 第３四半期会計期間
会計期間		自2022年４月１日 至2022年６月30日
１株当たり四半期純利益	（円）	8.33

（注）１．当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

２．第10期の潜在株式調整後１株当たり四半期（当期）純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式が非上場であったため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

３．当社は、第10期第３四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、第10期第３四半期累計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

４．当社は、2022年３月７日付で普通株式１株につき300株の割合で株式分割を行っております。第10期の期首に株式分割が行われたと仮定して１株当たり四半期純利益を算定しております。

2【事業の内容】

当第３四半期累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第２【事業の状況】

１【事業等のリスク】

当第３四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は2022年４月25日に公表した発行者情報に記載した「事業者のリスク」についての重要な変更はありません。

２【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。なお、当社は、前第３四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期累計期間との比較分析は行っておりません。

(1) 経営成績の状況

当第３四半期累計期間における我が国経済は、新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態宣言の解除後は段階的な経済活動の再開により一時的な景気回復の兆しも見られるものの、断続的な感染再拡大により新型コロナウイルス感染症の収束時期は見通せず、ウクライナ情勢による地政学的リスクに伴うエネルギー価格上昇や生活必需品の値上げなど経済活動の動向は極めて不透明な状況が継続しております。

また、高度化・複雑化が増すビジネス環境下において、企業の経営課題は年々増える一方、企業を支える労働力の面では、少子高齢化という社会問題も相まって働き手が不足している状況です。生産年齢人口は減少する一方で、働き方の多様化が進み外部人材の活用が増加しております。

このように、コロナ禍による経済悪化による企業の人件費削減の流れや、働き方の多様化を背景にプロフェッショナル業務のアウトソーシング化が拡大しております。

このような状況の中、当社は「幸せの懸け橋に～1人でも多くの人を幸せに導く～」という企業理念のもと、経営管理ナレッジシェアを軸とした「経営管理コンサルティングサービス」、「プロフェッショナル人材の紹介」等、公認会計士人材の経験・知見をデータベース化・最適配分を通じて、経営管理の課題解決を支援するプロシェアリング事業及び付帯関連事業を拡大しております。

当社が運営する公認会計士のためのワーキングプラットフォーム「会計士.job」では登録者数が3,300名を超え、東京証券取引所の市場再編への対応やIPO市場の盛り上がりを背景に成長を志向する企業へのご支援を拡大しております。

各企業ともに慢性的な人材不足の状況であり、上場準備を進めるにあたり管理体制整備のノウハウやリソースが不足に陥りやすく、IPO支援、リスクマネジメントサービスを中心に当社の提供する各サービスへの問合せが増加し、支援社数も増加しております。

以上の結果、当第３四半期累計期間の経営成績は、売上高922,055千円、営業利益100,979千円、経常利益100,673千円、四半期純利益65,548千円となりました。

なお、当社はプロシェアリング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当第３四半期会計期間末における資産合計は831,474千円となり、前事業年度末に比べ129,169千円増加いたしました。これは主に、現金及び預金が117,222千円増加したことによるものであります。

(負債)

当第３四半期会計期間末における負債合計は208,663千円となり、前事業年度末に比べ106,379千円減少いたしました。これは主に、未払法人税が52,640千円減少したことと、借入金が29,179千円減少したことによるものであります。

(純資産)

当第３四半期会計期間末における純資産合計は622,810千円となり、前事業年度末に比べ235,548千円増加いたしました。これは主に、第三者割当増資によるものであります。

３【経営上の重要な契約等】

当第３四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第３【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	6,800,000
計	6,800,000

②【発行済株式】

種類	第３四半期会計期間末現在発行数（株）（2022年６月30日）	提出日現在発行数（株）（2022年８月26日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,766,400	1,766,400	東京証券取引所 TOKYO PRO Market	単元株式数は100株であります。
計	1,766,400	1,766,400	－	－

（２）【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
2022年４月１日～2022年６月30日	－	1,766,400	－	100,000	－	264,489

（５）【大株主の状況】

当四半期会計期間は第３四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

（６）【議決権の状況】

当第３四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2022年３月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

2022年６月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	－	－	－
議決権制限株式（自己株式等）	－	－	－
議決権制限株式（その他）	－	－	－
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 22,200	－	－
完全議決権株式（その他）	普通株式 1,744,200	17,442	－
単元未満株式	－	－	－
発行済株式総数	1,766,400	－	－
総株主の議決権	－	17,442	－

②【自己株式等】

2022年６月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
ブリッジコンサルティンググループ株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目1番40号	22,200	－	22,200	1.26
計	－	22,200	－	22,200	1.26

２【役員の状況】

2022年４月25日付発行者情報の公表日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

（参考情報）

当社は執行役員制度を導入しており、2022年４月25日付発行者情報の公表日後、当四半期累計期間における執行役員の異動は、次の通りであります。

退任執行役員

役職名	氏名	退任年月日
執行役員 CTO/ITメディア統括部部長	松下　潤	2022年６月30日

第４【経理の状況】

１．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

２．監査証明について

当社は、第３四半期会計期間（2022年４月１日から2022年６月30日まで）及び第３四半期累計期間（2021年10月１日から2022年６月30日まで）に係る四半期財務諸表について、PwC京都監査法人による四半期レビューを受けております。

３．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので連結財務諸表を作成しておりません。

４．最初に提出する四半期報告書の記載上の特例

当四半期発行者情報は、「企業内容等開示ガイドライン24の４の７－６」の規定に準じて前年同四半期との対比は行っておりません。

1 【四半期財務諸表】

（1）【四半期貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 （2021年９月30日）	当第３四半期会計期間 （2022年６月30日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	516,850	634,072
売掛金	119,875	141,845
その他	14,293	19,144
流動資産合計	651,018	795,063
固定資産		
有形固定資産	80	12,200
投資その他の資産	51,205	24,210
固定資産合計	51,286	36,411
資産合計	702,304	831,474
負債の部		
流動負債		
買掛金	42,410	50,799
１年内返済予定長期借入金	38,906	27,795
未払法人税等	52,822	182
賞与引当金	33,503	15,791
資産除去債務	3,090	－
その他	81,760	69,614
流動負債合計	252,493	164,183
固定負債		
長期借入金	62,548	44,480
固定負債合計	62,548	44,480
負債合計	315,042	208,663
純資産の部		
株主資本		
資本金	99,750	100,000
資本剰余金	94,739	264,489
利益剰余金	192,082	257,630
自己株式	△222	△222
株主資本合計	386,350	621,898
新株予約権	911	911
純資産合計	387,262	622,810
負債純資産合計	702,304	831,474

（２）【四半期損益計算書】

【第３四半期累計期間】

（単位：千円）

	当第３四半期累計期間 （自　2021年10月１日 至　2022年６月30日）
売上高	922,055
売上原価	416,054
売上総利益	506,000
販売費及び一般管理費	405,021
営業利益	100,979
営業外収益	
受取利息	3
資産除去債務戻入益	65
その他	66
営業外収益合計	134
営業外費用	
支払利息	408
その他	31
営業外費用合計	440
経常利益	100,673
税引前四半期純利益	100,673
法人税、住民税及び事業税	20,997
法人税等調整額	14,127
法人税等合計	35,124
四半期純利益	65,548

【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を第１四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

ファイナンシャルアドバイザリーサービスの一部については、契約に基づき顧客に報告書等を納品する義務を負っております。当該履行義務は顧客の検収時に充足されるものであることから、一時点において顧客との契約に基づき収益を計上しております。人材紹介については、契約に基づき応募者を顧客へ紹介する義務を負っております。当該履行義務は応募者の顧客への入社の事実をもって基本的に充足されるものであることから、一時点において顧客との契約に基づき収益を計上しております。その他については、契約に基づき一定期間にわたり合意されたサービスの提供を行う義務を負っております。当該履行義務は契約期間にわたって履行義務を充足されるものであることから、当該契約期間に応じて収益を計上しております。

なお、収益認識会計基準等の適用による損益に与える影響はありません。

また、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項のただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

さらに、「四半期財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第12号　2020年３月31日）第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第３四半期累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号　2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）等を第１四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　2019年７月４日）第44－２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

なお、四半期財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて)

前事業年度の発行者情報の(追加情報)(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて)に記載した会計上の見積りにおける新型コロナウイルス感染症拡大に伴う仮定について重要な変更はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第３四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第３四半期累計期間に係る減価償却費は、次のとおりであります。

	当第３四半期累計期間 （自　2021年10月１日 至　2022年６月30日）
減価償却費	4,081千円

(株主資本等関係)

当第３四半期累計期間（自　2021年10月１日　至　2022年６月30日）

１．配当金支払額

該当事項はありません。

２．基準日が当第３四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第３四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

３．株主資本の金額の著しい変動

当社は、2021年11月30日付及び12月21日付でWMグロース4号投資事業有限責任組合他５社から第三者割当増資の払込を受けました。この結果、当第３四半期累計期間において資本金が85,000千円、資本準備金が85,000千円増加しました。

また、2022年１月31日付で、会社法第447条第１項の規定に基づき、資本金の額を一部減少させ、その減少する資本金の額全額を資本準備金に振り替えました。

この結果、当第３四半期累計期間において、資本金が84,750千円減少、資本準備金が84,750千円増加し、当第３四半期会計期間末において資本金が100,000千円、資本準備金が264,489千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第３四半期累計期間（自2021年10月１日　至2022年６月30日）

当社は、プロシェアリング事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社はプロシェアリング事業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を収益認識時点別に分解した情報は以下のとおりであります。

（単位：千円）

	当第３四半期累計期間 （自　2021年10月１日 至　2022年６月30日）
一時点で移転される財またはサービス	255,321
一定の期間にわたり移転される財またはサービス	666,733
顧客との契約から生じる収益	922,055
その他	－
外部顧客への売上高	922,055

（１株当たり情報）

１株当たり四半期純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後１株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第３四半期累計期間 （自　2021年10月１日 至　2022年６月30日）
１株当たり四半期純利益	38円35銭
（算定上の基礎）	
四半期純利益（千円）	65,548
普通株主に帰属しない金額（千円）	－
普通株式に係る四半期純利益（千円）	65,548
普通株式の期中平均株式数（株）	1,709,255
潜在株式調整後１株当たり四半期純利益	32円10銭
（算定上の基礎）	
四半期純利益調整額（千円）	－
普通株式増加数（株）	332,461
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	－

（注）当社は、2022年３月７日付で普通株式１株につき300株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して１株当たり四半期純利益および潜在株式調整後１株当たり四半期純利益を算定しております。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年８月２６日

ブリッジコンサルティンググループ株式会社
取締役会御中

ＰｗＣ京都監査法人
東京事務所

指定社員
業務執行社員　公認会計士　齋　藤　勝　彦

指定社員
業務執行社員　公認会計士　山　本　　剛

監査人の結論

当監査法人は、貴社の委嘱に基づき、「経理の状況」に掲げられているブリッジコンサルティンググループ株式会社の2021年１０月１日から2022年９月３０日までの第１１期事業年度の第３四半期会計期間（2022年４月１日から2022年６月３０日まで）及び第３四半期累計期間（2021年１０月１日から2022年６月３０日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、ブリッジコンサルティンググループ株式会社の2022年６月３０日現在の財政状態及び同日をもって終了する第３四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

・　継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期発行者情報提出会社）が別途保管しております。